

手 数 料 表

本所が、紹介予定派遣事業を行い、直接雇用に至った場合には、次の通り手数料を申し受けします。求職者（派遣労働者）に対する求人者からの手数料の請求はありません。

1. 紹介手数料

紹介手数料は、直接雇用が決定した場合に、次の算式により決定致します。

$$\text{紹介手数料} = \text{理論年収} \times \{20\% + 10\% (1 - \text{派遣就業月数} / 6)\}$$

* 理論年収とは「直接雇用における月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」とします。

* 月額固定給とは「基本給＋家族手当＋住宅手当＋役職手当＋その他諸手当」とし、通勤手当や超過勤務手当（残業手当）等変動する手当では含みません。

* 年俸制の場合は、年俸額を年収（＝理論年収）として計算します。

* 上記金額に消費税は含まれておりません。請求時に別途加算させていただきます。

2. 紹介手数料の支払い時期

直接雇用開始日より1か月以内とします。